

申請にあたっての留意事項

大阪府環境農林水産部
みどり推進室

1 対象となる事業

府が発注する森林整備事業（森林整備事業とは、治山事業、森林環境税事業及び府営林整備事業等での植栽を主体とした森林造成、下刈、除伐、本数調整伐等の保育作業及びこれらの作業に関連して行う防鹿柵等の簡易施設の設置等をいいます。）

2 申請に必要な条件

- 1 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業（土木一式又は造園）の許可を受けていること。
- 2 次のいずれかに該当する者（以下「技術職員」という。）を常時雇用（3ヶ月以上）（代表者を含むこと可）していること。
 - イ 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に限る。）
 - ロ 一般社団法人日本森林技術協会の定める林業技士の登録を受けている者（森林土木部門又は森林経営部門に限る。）
 - ハ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木施工管理技士、または造園施工管理技士の資格を有し、かつ労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育（刈払機取扱作業^{（注1）}）及びチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者^{（注2）}）を受けた者
- 3 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく安全衛生教育（刈払機取扱作業^{（注1）}）及びチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者^{（注2）}）を受けた職員（以下「作業員」という。）を3人以上（代表者を含むこと可、但し、技術職員と作業員は兼ねることができない。）雇用していること。

（注1）労働省労働基準局長通達（平成12年2月16日基発第66号）に基づく教育

（注2）労働安全衛生規則第36条第8号に基づく特別教育

3 審査結果の通知

審査の結果、入札参加資格を有すると認定された方へは、文書により通知（郵送）します。また、入札参加の資格を有しないと決定された方へは、理由を付してその旨を通知します。

※ 通知の郵送先は、大阪府の森林整備事業入札参加資格申請書（様式第1号）に記載された「申請者」の住所となります。

4 資格の取消

次のいずれかに該当した場合には、認定した資格を取り消すことがありますので、十分注意してください。

- (1) 認定後に資格要件(申請に必要な条件)を満たさなくなった場合
- (2) 申請書及びその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明した場合

5 申請書の提出先

令和7年度の申請書の受付日時等は、次のとおりです。受付日以外は、受付しませんので、ご注意ください。

- (1) 日時 年度当初集中受付期間

- ①【郵送または持参】令和7年3月17日(月)～同年4月28日(月)

※ 郵送の場合、4月28日当日の消印有効

- ②【電子メール】令和7年3月17日(月)～同年4月28日(月)

※ メールによる電子送付の場合、4月28日午後5時00分までに送信完了分まで有効

年度当初集中受付期間以降

- ③【郵送または持参】令和7年5月7日(水)から令和8年3月13日(金)

※ 郵送の場合、令和8年3月13日必着

- ④【電子メール】令和7年5月7日(水)～令和8年3月13日(金)

※ メールによる電子送付の場合、3月13日午後5時00分までに送信完了分まで有効

- (2) 場所 大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林整備グループ

(〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)22階)

電子メールの場合：midorikankyo-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp

6 提出方法

- (1) 上記の受付場所へ郵送、電子メール送信または持参してください。
- (2) 郵送のほか、信書便等による方法でも差し支えありません。また、郵送は普通郵便によることも差し支えありませんが、できる限り到達の確認が可能な書留等で送付してください。(封筒の適宜の箇所に「森林整備事業入札参加資格申請書在中」と明記してください。)
- (3) 書類不備の場合は、受理できません。すべての書類が揃わない場合、入札参加資格は認められませんので特に注意してください。(書類不備等があれば、書類を返却し、補正後に再提出していただく場合があります。年度当初集中受付期間の最終日付近は、不備のないよう特にご注意ください。)
- (4) 提出書類については、必ず控え(写し等)を保管してください。

- (5) 提出書類は原則としてすべてA4サイズで作成してください（例えば、A4サイズ用紙へのコピーや貼り付け等）。なお、両面にされることは差し支えありません。
- (6) 電子メールの場合、1回の受信容量は9MBまでのため、容量が大きい場合は、容量を小さくしたり、複数回に分けての送信をお願いします。

7 その他

- (1) 大阪府と契約を締結する営業所等は、1社1営業所等に限ります。
- (2) 今回の資格審査によって、入札参加資格を有すると認定された方については、「森林整備事業入札参加資格者名簿」に登載します。

8 問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林整備グループ
直通 06-6210-9559

9 申請に必要な書類

☆指定様式の入手方法

大阪府ホームページにファイルを用意しておりますので、ダウンロードしてA4用紙に印刷したものを使用してください。

【大阪府ホームページ内にある森林整備グループ ホームページ】

[森林整備事業の入札参加資格申請について／大阪府（おおさかふ）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

☆提出書類の作成方法

◎「申請に必要な書類一覧表」の書類を順番に並べて提出してください。

10 申請書等の作成に用いる言語等

申請書は日本語で作成してください。添付書類等に外国語で記載した部分がある場合は、日本語の訳文を添付してください（審査に関係する部分のみ）。

11 申請内容に変更があった場合

入札参加資格認定後、申請書に記載された内容に変更等が生じた場合は、遅滞なく、みどり推進室 森づくり課 森林整備グループへ連絡し、指示を受けてください。

※ 申請書の作成・提出にあたっては、本留意事項のほか、「森林整備事業入札参加資格審査実施要綱」、「令和7年度 森林整備事業入札参加資格審査の申請のご案内」を参照ください。

申請に必要な書類一覧表

書 類 名	部数
(様式第1号) 大阪府森林整備事業入札参加資格審査申請書	1
(様式第1号の付表) 技術職員の内訳、職員名簿	1
(様式第1号の付表) 事業実績集計表、主な経歴一覧表	1
(様式第1号の付表) 林業機械保有台数	1
(様式第2号) 主たる事務所及び支店等の所在地一覧表	1
(様式第4号) 安全衛生規則改正(令和2年8月1日施行)に伴うチェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の受講状況	1
建設業法の許可証の写し(土木一式又は造園)	1
技術職員が持つ次の資格が確認できる資格証の写し ① 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士第二次試験(森林部門に限る。)に合格し、法定の登録を受けた者 ② 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士(森林土木部門又は林業経営部門に限る。)の認定・登録を受けた者 ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく土木施工管理技士、または造園施工管理技士の資格を有している者	申請書に記載した方のものすべて
労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく安全衛生教育(刈払機取扱作業 ^(注1) 及びチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者 ^(注2))修了証の写し (注1) 労働省労働基準局長通達(平成12年2月16日基発第66号)に基づく教育 (注2) 労働安全衛生規則第36条第8号に基づく特別教育	申請書に記載した方のものすべて
技術職員を3ヶ月以上雇用していることを証する書類の写し 例: 健康保険被保険者証 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等 (保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できないよう黒塗りしてください)	申請書に記載した技術職員の方、全員の分
作業員を雇用していることを証する書類の写し 例: 健康保険被保険者証 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 等 (保険者番号及び被保険者等記号・番号を復元できないよう黒塗りしてください)	申請書に記載した作業員の方、全員の分

〈添付書類に関する注意事項〉

- ◎ 写しとされている書類で、原本がA 4 サイズより大きいものは縮小コピーで構いません。
また、安全衛生教育の修了証等でA 4 サイズより相当小さいものは、同一人の複数種のをまとめるか、同種の修了書を複数人分まとめるなどして構いません。
- ◎ 各証明書の取得方法の詳細については、各発行機関へご照会ください。
- ◎ 提出された各証明書については、発行元に内容を確認することがあります。
- ◎ 申請に必要な書類については、ファイルやひもで綴じずに、整理してクリップ等で留めて提出してください。
- ◎ 申請書及び添付書類に記載されている個人情報については、競争入札参加資格審査事務において使用するほか、府の入札契約事務等に使用するため、各発注機関(農と緑の総合事務所等)へ提供する場合があります。
- ◎ 令和2年度より、(様式第4号)「安全衛生規則改正(令和2年8月1日施行)に伴うチェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の受講状況」を追加しております。
様式の注記をご確認の上、提出してください。